

# 公益財団法人日本高等教育評価機構認定マーク取扱要領

(目的)

第1条 公益財団法人日本高等教育評価機構認定マーク（以下「認定マーク」という。）の適正な使用を確保するため、この取扱要領を定める。

(デザイン等)

第2条 認定マークは以下のとおりとする。

平成21年度以前に付与



平成22年度、23年度に付与



平成24年度以降に付与



認定回数：平成24年度以降の日本高等教育評価機構の認証評価において、通算の認定回数をローマ数字で表記（1回目は表記なし）

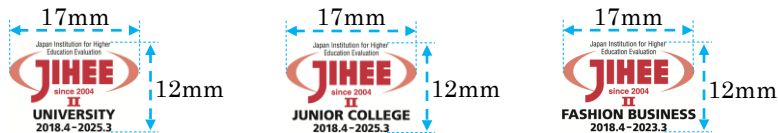
平成30年度以降に付与



2 認定期間は、次回の認証評価を受けるまでの最大の期間とする。

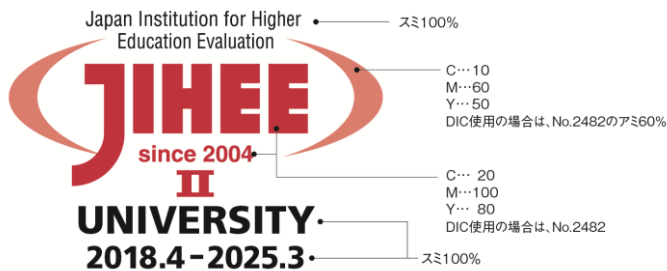
3 拡大して使用する場合は自由とし、縮小して使用する場合は以下の寸法を下まわらないこととする。また、寸法比率の変更をしてはならない。なお、平成30年度以前に付与した認定マークの最低寸法は横17mmとし、縦は寸法比率に合わせたものとする。

最低寸法 縦12mm×横17mm



4 彩色は次に示す値を基準とするが、黒 (=スミ)、白 (=白抜き)、赤 (=マゼンダ) 1色とすることもできる。

2色(4色)の場合



1色の場合

●スミ100%

●DIC2482(C20%、M100%、Y80%)



5 図案の省略や意匠の付加等の改変をしてはならない。

(認定マークの使用)

第3条 認定マークに関する使用権は公益財団法人日本高等教育評価機構(以下「本機構」という。)が所有するものとする。

2 本機構は、大学へ認定証を交付する際、認定マークを電子媒体で交付するものとする。

3 認定マークが交付された大学は、WEB(ホームページ)、広報誌等の印刷物、名刺等に貼付することができるものとする。

(使用の停止)

第4条 大学、短期大学及び専門職大学院は「大学機関別認証評価に関する規程第17条」「短期大学機関別認証評価に関する規程第17条」及び「ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程第18条」に該当する場合、認定マークの表示を速やかに停止しなければならない。

(その他)

第5条 その他認定マークの適正な使用に関し、必要な事項については理事長が定める。

附 則

この取扱要領は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成31年3月4日から施行する。